

経 済 産 業 省

制定 20240318特第8号
令和6年3月28日

中小企業等海外展開支援事業費補助金（海外出願支援事業）交付要綱を次のとおり制定する。

令和6年3月28日

経済産業大臣 齋藤 健

中小企業等海外展開支援事業費補助金（海外出願支援事業）交付要綱

（通則）

第1条 都道府県等中小企業支援センター等に対する中小企業等海外展開支援事業費補助金（海外出願支援事業）（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、「都道府県等中小企業支援センター等」とは、中小企業支援法（昭和38年法律第147号。以下「支援法」という。）第7条第1項の規定による指定法人（以下「都道府県等中小企業支援センター」という。）及び都道府県等中小企業支援センターが本事業を実施しない場合に支援法に規定する都道府県知事から補助事業の実施が適当であるとして一に限り推薦を受けた民間事業者等をいう。

2 この要綱において、「補助事業者」とは、第8条第1項に基づく交付決定の通知を受けた都道府県等中小企業支援センター等をいう。

3 この要綱において、「中小企業者等」とは、支援法第2条第1項第1号から第3号までに規定する中小企業者（次の各号のいずれかに該当する者を除く。）及びそれらの中小企業者で構成されるグループ（構成員のうち、中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者）をいう。ただし、第7項に定める地域団体商標に係る外国特許庁等への商標出願については、地域団体商標の登録を受けることができる者のうち、事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合、商工会、商工会議所及び特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）をいう。

（1）発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業者等以外の者であって、事業を営む者をいう。ただし、中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第1

- 01号)に規定する中小企業投資育成株式会社及び投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成10年法律第90号)に規定する投資事業有限責任組合は、大企業として取り扱わないものとする。以下同じ。)が所有している中小企業者等
- (2) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している中小企業者等
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者等
- (4) 資本金又は出資の総額が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小企業者等
- (5) 間接補助金申請時において、確定している(申告済みの)直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者等
- 4 この要綱において、「間接補助事業者」とは、別に定める実施要領に基づく交付決定の通知を受けた中小企業者等をいう。
- 5 この要綱において、「産業財産権」とは、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権をいい、「産業財産権に係る外国出願」とは、外国への特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願及び商標登録出願をいう。
- 6 この要綱において、「冒認出願」とは、日本国において既に出願又は登録済みの商標に関する第三者による抜け駆け出願をいい、「冒認対策商標」とは、冒認出願対策を目的とした外国への商標登録出願をいう。
- 7 この要綱において、「地域団体商標」とは、商標法(昭和34年法律第127号)第7条の2に規定する商標をいう。

(交付の目的)

第3条 この補助金は、補助事業者が、中小企業者等による海外における発明、実用新案、意匠又は商標の出願に要する経費の一部を助成する事業(以下「補助事業」という。)の実施に要する経費を補助することにより、これらの権利を活用した海外展開を支援することを目的とする。

(交付の対象及び補助率)

第4条 経済産業局長及び内閣府沖縄総合事務局長(以下「各局局長等」という。)は、補助事業者が補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として各局局長等が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、別紙 暴力団排除に関する誓約事項 記に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

2 補助対象経費の区分及び補助率は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1による補助金交付申請書に様式第1の注釈に定める書類を添えて、各局局長等に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでな

いものについては、この限りでない。

（電子情報処理組織による申請等）

第6条 補助事業者は、前条第1項の規定に基づく交付の申請、第9条の規定に基づく申請の取下げ、第11条第1項の規定に基づく計画変更の申請、第14条の規定に基づく事故の報告、第15条の規定に基づく状況報告、第16条第1項若しくは第2項の規定に基づく実績報告、第18条第2項の規定に基づく支払請求又は第19条第1項の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告（以下「交付申請等」という。）については、電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第26条の3第1項の規定に基づき経済産業大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第7条 各局局長等は、前条の規定により行われた交付申請等に係る次条第1項の規定に基づく通知、第11条第1項の規定に基づく承認、第14条の規定に基づく指示、第15条の規定に基づく要求、第17条第1項の規定に基づく通知、同条第2項の規定に基づく返還命令、同条第3項の規定に基づく納付命令（第19条第3項及び第20条第4項の規定において準用する場合を含む。）、第19条第2項の規定に基づく返還命令、第20条第1項の規定に基づく取消し若しくは変更、同条第2項の規定に基づく返還命令又は同条第3項の規定に基づく納付命令について、当該通知等を電子メールにより行うことができる。

（交付決定の通知）

第8条 各局局長等は、第5条第1項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、次の各号に掲げる基準に適合すると認めたときは、補助金の交付決定を行い、都道府県等中小企業支援センター等に対しては様式第2による補助金交付決定通知書をそれぞれ送付するものとする。

- （1）事業計画・事業規模が妥当であり、その達成が十分見込まれること。
- （2）事業計画を適切かつ効果的に実施できること。
- （3）事業実施のための財政基盤が十分であること。
- （4）事業実施のための管理運営体制が整備されていること。

2 第5条第1項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

3 各局局長等は、第5条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

4 各局局長等は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に各局局長等に書面をもって申し出なければならない。

（補助事業の経理等）

第10条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）

の日の属する年度の終了後5年間、各局局長等の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(計画変更の承認等)

第11条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第3による申請書を各局局長等に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分の目ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の20パーセント以内の流用増減を除く。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

(ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

(イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(3) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 各局局長等は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(契約等)

第12条 補助事業者は、補助事業のうち間接補助事業を執行管理する業務における事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分を第三者に請負わせ、又は委託してはならない。

2 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

3 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、各局局長等に届け出なければならない。

4 補助事業者は、前2項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。

5 補助事業者は、第1項又は第2項の契約(契約金額100万円未満のものを除く)に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてしてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適当である場合は、各局局長等の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

6 各局局長等は、補助事業者が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は各局局長等から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。

7 第2項から前項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

(債権譲渡の禁止)

第13条 補助事業者は、第8条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を各局局長等の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 各局局長等が第17条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が各局局長等に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、各局局長等は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が各局局長等に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- (1) 各局局長等は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
- (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。
- (3) 各局局長等は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、各局局長等が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、各局局長等が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

（事故の報告）

第14条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第4による事故報告書を各局局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第15条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、各局局長等の要求があったときは速やかに様式第5による状況報告書を各局局長等に提出しなければならない。

（実績報告）

第16条 補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第6による実績報告書を各局局長等に提出しなければならない。

2 補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに前項に準ずる実績報告書を各局局長等に提出しなければならない。

3 補助事業者は、第1項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、各局局長等は期限について猶予することができる。

4 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第17条 各局局長等は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第11

条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

- 2 各局局長等は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第18条 補助金は前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第7による精算(概算)払請求書を各局局長等に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第19条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第8により速やかに各局局長等に報告しなければならない。

- 2 各局局長等は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 第17条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(交付決定の取消し等)

第20条 各局局長等は、第11条第1項第3号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第8条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく各局局長等の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (5) 間接補助事業者が、法令に違反又は間接補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合
- (6) 補助事業者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

- 2 各局局長等は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 各局局長等は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号及び第5号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還については、第17条第3項の規定を準用する。

(情報管理及び秘密保持)

第21条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管

理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち間接補助事業者その他の第三者の秘密情報（間接補助事業者が取得した研究成果、事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

- 2 補助事業者は、前項の規定にかかわらず、少なくとも、間接補助事業者の名称、所在地及び交付の決定を受けた出願種別について外部公表しなければならない。また、間接補助事業者に対し、間接補助事業者の名称、所在地及び交付の決定を受けた出願種別に加え、採択日、交付決定日、法人番号、交付決定金額及び確定金額についても外部公表されることについて、周知しなければならない。
- 3 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。
- 4 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

（暴力団排除に関する誓約）

第22条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（間接補助金交付決定の際付すべき条件等）

- 第23条 補助事業者は、間接補助事業者に補助金の交付決定を行うときは、第8条から第11条まで、第12条第3項から第6項まで、第13条から第17条まで及び第19条から前条までの規定に準ずる条件を付さなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の規定により付した条件等によって間接補助金に係る返還等があったときは、速やかに各局局長等に報告し、その指示を受けなければならない。
 - 3 補助事業者は、間接補助金の支払に必要な経費として第18条第1項ただし書による補助金の支払を受けたときは、遅滞なく、間接補助金を間接補助事業者に支払わなければならない。
 - 4 補助事業者は、第1項の規定による交付決定を行ったときは、速やかに、様式第9による間接補助金交付決定状況報告書を各局局長等に提出しなければならない。

（間接補助金の交付手続等）

第24条 補助事業者は、別に定める実施要領に基づき、間接補助金の交付手続等を行わなければならない。

附 則

この要綱は、令和6年3月28日から適用する。